

第 2 1 期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会  
(第 4 回) ヒアリング資料一式

資料 2 - 1	林いづみ 氏 御発表資料	1
資料 2 - 2	日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策プロジェクト 御発表資料	9
資料 2 - 3	一般社団法人 日本民間放送連盟 御発表資料	15
資料 2 - 4	エンドウ. 氏 御発表資料	19
資料 2 - 5	オーファンワークス実証事業実行委員会 御発表資料	23
資料 2 - 6	一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会 御発表資料	27

## DX 時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立

2021 年 9 月 15 日

弁護士 林 いづみ

## 1. 構造変化に対する危機感－選択肢を増やす

## 【諮問概要】

- ・インターネット、SNS 等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたグローバルなコンテンツの流通・利用を大幅に拡大した。
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進はコンテンツの創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることから、著作権制度・政策の在り方を根本的に考え直す時期が到来
- ・「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本としつつも、DX 時代に対応したコンテンツ創作の好循環を実現

正統派の専門家や実務当事者であるほど「在り方を根本的に考え直す」ことには抵抗感が強いかもしれない。しかし、これまでの日本の失敗は、世界の動きを正しく理解せず（世界の趨勢から目を背け）、短期的なその場しのぎの対応を続けてきた（変化を恐れて現状維持を優先した）結果である、という指摘もある。

構造変化に対応するには、「大きな地図」で具体例を学び、全体最適のための「選択肢を増やす」改革が必要だ。DX 時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立関する私見の要点は以下のとおりである。

- ① DX 時代に対応した権利保護・対価還元には、まず、権利侵害が明白かつ被害甚大な海賊版サイトブロッキングの導入が必要である。我が国独自の憲法論が提起され、工程表では先送りされたままだが、新型コロナ禍の中で被害はさらに増大しており、より効果的な対策が喫緊の課題である。今年ドイツで、ISP と権利者によって設立された自主規制の独立団体（CUII）の取組み<sup>1</sup>なども参考に、具体的な制度設計に向けた議論を始めるべき時期ではないかと考える。

<sup>1</sup> サイトブロッキング措置は EU Infosoc Directive 2001/29/EC の 8.3 項に基づく。イギリス、スペイン、イタリアなどでは実務的にも定着している。ドイツでは司法型ブロッキングがとられているが、さらに 2021 年 3 月から、CUII が「行動規範」に基づくサイトブロッキング制度を開始した（[www.cuii.de](http://www.cuii.de) 連邦

- ② DX時代では個別許諾の取引費用が高騰するため、あまり有名でない作品は配信されず配信収益を得られない一方、作品の無断配信を助長させている。EUのデジタル単一市場著作権指令や米国の音楽近代化法(MMA)を見ると、拡大集中許諾(以下「ECL」)(と権利制限の組み合わせ)や包括強制許諾の導入と同時に、網羅的なデータベース構築とプラットフォームによる対価還元(とDB構築費用の負担)をパッケージで導入している。我が国においてもこのような全体的な枠組みが、権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立のために必要である。
- ③ 具体的には、日本においても一般ECL的な枠組みを認める条項を入れつつ、全部について一律に使えるわけではないので、詳細は政省令で規定する形がよいのではないか。当面は取引費用の観点で包括的許諾についての合理的な意思の推定が認められやすい性質の作品や使用分野(アウトオブコマース作品、放送番組アーカイブや企業内複製など)からの導入が見込まれる。ただし、将来の取引実態の変化に対応できなくなる弊害が予想されるため、導入時に現状で妥当な適用場面だけを念頭においた要件を設けるべきではない。この点で、一般ECLを導入したドイツの改正法が参考になると思われる。

## 2. EU デジタル単一市場著作権指令の国内法化

アメリカ発の巨大プラットフォームに対する規制を念頭においたEUのデジタル単一市場著作権指令<sup>2</sup>(以下、「DSM著作権指令」という。2019年6月6日発効)は、DX時代に対応した、コンテンツの利用円滑化と権利保護・適切な対価還元を両立させる規定を設けている。

DSM著作権指令は、8条~12条で権利制限とECLを組み合わせることで利用円滑化をはかると同時に、プラットフォーム規制と15条で検索エンジンの使用料支払義務規定をパッケージで導入している。また巨大プラットフォームから新聞社等への対価支払でもECLを使う。

---

議会、競争当局による確認意見も公表されている)。CUIIはブロック申請をレビュー委員会で審査し、ネット中立性を監視するドイツ連邦行政機関(undesnetzagentur)による確認後、ブロック勧告をISPに送り、ISPがブロックを実行する。参考記事 <https://completemusicupdate.com/article/new-organisation-launched-in-germany-to-allow-web-blocking-without-court-orders/>  
<https://marijuanapy.com/copyright-infringement-on-streaming-sites-new-approach-to-dns-bans/>

<sup>2</sup> [https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU\\_02a.html](https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html)

DSM著作権指令の全体像について、「鼎談 EU新著作権指令の意義」(ジュリスト June2019・Number 1533 ii~)参照

EU加盟国は2021年6月7日までにDSMに従って自国の著作権法を整備することが求められている。わが国は直近の著作権法改正でもドイツ法を参考にしているが、ECLについてもEU内でDSM著作権指令の国内法化を先行するドイツの動向は参考になると思われる。

	DSM 著作権指令	ドイツ法
アウト・オブ・コマース作品についての <b>拡大集中許諾制度</b>	8条1項 <b>集中管理団体が存在する場合</b> の、拡大集中許諾制度の導入義務（ライセンス契約の条件に従ってオンライン公開できる）	<b>集中管理団体系法（VGG）52～52e 条</b> 【DSM8～11条でアウトオブコマース条項の導入義務付け】
アウト・オブ・コマース作品についての <b>権利制限規定</b>	8条3項 <b>集中管理団体が存在しない場合</b> の補完的制度として、 <b>権利制限規定</b> によってオンライン公開できる。	<b>著作権法 61d～61g 条</b> 【DSM 指令 8条～のアウトオブコマース著作物の権利制限条項にあたる】
著作権者の <b>オプトアウト権の保障</b>	8条4項 いつでも容易に効果的にオプトアウトできる 10条1項 欧州連合知的財産庁（EUIPO）が運営するポータルサイトにおいて、公開の6か月前までに対象の作品を掲載（4項）して、著作者がその著作物を公開対象から除外できるようにする。	*詳細は後述 3
（アウト・オブ・コマースほどでなくても取引費用が高すぎる場合） <b>拡大集中許諾（ECL）導入の要件</b>	・12条1項 加盟国は推定による一般ECL規定を定めることができる ・12条2項 ECLは個別許諾取得の取引コストが高く困難である場合で明確な使用分野に限定 ・ <b>12条3項 一般ECLの要件</b> (a) 十分代表 (b) 公平保証, (c) オプトアウト保証, (d) 公表措置	<b>集中管理団体系法（VGG）第51a条（1）</b> 1（十分代表＝DSM12条3項(a)） 2（個別許諾の期待が不合理＝DSM12条2項） 3（国内用限定） 4（3か月前の公表＝DSM12条3項(d)） <b>51b条 十分代表</b>

フィルタリング条項	17条（保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用）4項C <sup>3</sup>	オンライン・コンテンツ共有サービス提供者の著作権責任に関する法律 47条～
-----------	--	---------------------------------------

### 3. DSM 著作権指令を国内法化したドイツの制度

注：以下に記載する条文の日本語（仮訳）は機械翻訳を元にしたものをご提供頂いたものであり、別途、仮訳者により正式な翻訳を踏まえた研究発表がされることを期待している。

（1）ドイツの集中管理団体系法（VGG）の51、51a、51b条が、DSM 著作権指令12条の一般ECL条項にあたる。

#### ●ドイツ集中管理団体系法（VGG）<sup>5</sup>

##### 第51条 拡大効果を持つ集中ライセンス

（1）集中管理団体は、そのレパートリーの使用に関する契約を締結した場合には、本節の規定に従い、アウトサイダー（Außenstehende）の著作物に対応する使用权（第7a条）を付与することができる。

（2）アウトサイダーは、いつでも、集中管理団体への第1項の権利の付与に異議を唱えることができる。

（3）アウトサイダーは、権利の付与に関して、集中管理団体との関係において、契約に基づく管理の場合と同様の権利及び義務を有する。

※ （1）「レパートリー」は、管理楽曲ではなく、例えば音楽著作物。アウトサイダーは「問題となっている利用に関して集中管理団体と契約上の管理関係にない権利者」（VGG 第7a条）。（2）はオプトアウト条項

<sup>3</sup> 17条4項C) 通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと。

<sup>4</sup> Gesetz über die urheberrechtliche Verantwortlichkeit von Diensteanbietern für das Teilen von Online-Inhalten <https://www.gesetze-im-internet.de/urhdag/> 連邦司法消費者保護省の英訳版 [https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/UrhDaG\\_ENG.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=3](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/UrhDaG_ENG.pdf?__blob=publicationFile&v=3)

<sup>5</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/vgg/BJNR119010016.html> 日本の管理事業法に当たる法律の改正

#### 第 51a 条 権利付与の効果と永続的情報

(1) 部外者の著作物に対する権利の付与は、以下の条件で有効とする。

- 1 集中管理団体が代表的であること（51b 項）。
- 2 利用者や集中管理団体が、関係するすべての部外者から著作物を使用する許可を得ることを期待するのが不合理であること。
- 3 権利の付与は、国内での使用に限定されること。
- 4 集中管理団体が、権利付与の少なくとも 3 ヶ月前の合理的な期間に、ウェブサイト以下の情報を提供していること。
  - a) 集中ライセンスを拡大的に付与する立場にあること
  - b) アウトサイダーにも効果が及ぶ集中ライセンスの効果について
  - c) 拡大効果を持つ集中ライセンスの対象となる使用の種類、著作物の種類、権利者の種類について
  - d) アウトサイダーの異議申し立ての権利について
5. アウトサイダーが第 4 号で指定された期間内に権利の付与に異議を唱えなかったこと。

(2) 集中管理団体は、第 1 項第 4 号の情報をそのインターネット・サイトで永続的に利用できるようにしなければならない。

#### 第 51b 条 集中管理団体の代表性

(1) 集中管理団体は、集中ライセンスの対象となる権利を十分に多数の権利者のために契約に基づいて管理している場合には、代表的となる。

(2) 認可（第 77 条）を付与された 1 つの集中管理団体のみが第 1 項の権利を管理している場合には、その団体が代表者であると反証的に推定される。

#### ※私見

十分代表性についての「多数」要件は、必然ではなく制度設計次第ではないかと考える。権利処理コスト（取引費用）を下げる上で ECL が決め手になるが、優越的地位の濫用的な利用条件の設定の構造を回避する、権利団体と集中管理団体との分離が前提条件となるなどの意見にも留意するべきである。例えば、法律・政省令により適切な資格を担保できれば、「多数」を占める団体ではなく、分散連邦型の集中管理も可能ではないか。

なお米国の音楽近代化法は非営利の録音権管理団体の設立を要請し、同法制定後に著作権局長が同団体を指定し、5 年ごとに運営状況によって指定の見直しを行う。連邦議会図

書館に直属する常設機関に所属する著作権使用料審判官が、準司法的手続により、強制許諾にかかる著作権使用料を決定・変更する権限を持つ。

(2) VGG52～52e 条は DSM 著作権指令 8～11 条のアウトオブコマース（入手困難）著作物の ECL 条項にあたる。

#### 第 52 条 入手困難著作物のための拡大効果を持つ集中ライセンス

(1) 集中管理団体は、国内の文化遺産機関（著作権法第 60d 条）とそのレパートリーのうち入手困難著作物の利用契約（第 52b 条）を締結する場合には、以下の規定に従い、アウトサイダーの著作物についても対応する使用権（第 7a 条）を付与しなければならない。

(2) アウトサイダーは、欧州連合知的財産権庁に対していつでも権利の付与に異議を唱えることができる。

(3) アウトサイダーは、権利の付与に関し、集中管理団体に対して、契約に基づく管理の場合と同様の権利及び義務を有する。

※（1）「付与しなければならない」＝DSM によりアウトオブコマース作品については、ECL は強制されている。

※（2）アウトオブコマースかどうかのデータベースは EUIPO が作っている。日本でも DB の整備が必須である。インターネットで公開したい作品を IPO に申請し、一定期間公開して異議なければアウトオブコマース作品としてデータベース登録がされる。

#### 第 52a 条 入手困難著作物の場合の権利付与の効果と永続的情報

(1) 第 52 条に基づくアウトサイダーの著作物に対する権利の付与は、以下の条件で有効である。

1. 集中管理団体が代表的であること（第 51b 条）
  2. 権利付与が非営利目的での複製、配布、公衆提供、その他公衆への伝達に限定されること
  3. 当該作品が文化遺産機関に所蔵されていること
  4. 権利付与の 6 ヶ月前に、集中管理団体は、欧州連合知的財産権庁のオンラインポータルに以下の情報を提供すること <https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>
    - a) 当該作品
    - b) 契約当事者、関係する使用権、その適用範囲
    - c) 部外者が異議を唱える権利を持っていること
  5. アウトサイダーが第 4 項で規定された期間内に権利付与に異議を唱えていないこと
- (2) 複製権の付与は、前項第 5 号からの例外として、情報が欧州連合知的財産権庁のオンラインポータルで公開された時点で許されるものとする。

(3) 集中管理団体は、第1項第4号に従った情報を、欧州連合知的財産権庁のオンライン・ポータルに恒久的に残さなければならない。

#### 第52b条 入手困難著作物

(1) 著作物は、通常の流通経路により完全な版で一般公衆に提供されていない場合、入手困難であるとみなされる。

(2) 第52a条第1項第4号に基づく情報に先立ち、文化遺産機関が合理的な努力をして第1項に基づく提供を適時に確認しようとしたが成功しなかった場合、入手困難著作物であることは反論の余地がないと推定されるものとする。

(3) 書籍、雑誌、新聞、定期刊行物またはその他の出版された文書に掲載された著作物は、第52a条第1項第4号に基づく情報の開始の少なくとも30年前に最終的に公表されたものでもある場合に限り、第1項の要件を超えて入手困難であるとする。

(3) ドイツの著作権法61d～61g条がDSM指令8条2項等のアウトオブコマース著作物の権利制限条項にあたる。

#### ●ドイツ著作権法 (UrhG) <sup>6</sup>

第1章 第6節 第5a款 入手困難著作物 (Nicht verfügbare Werke) の法律により特別に許可される使用

#### 第61d条 入手困難著作物

(1) 文化遺産機関 (第60d条) は、その所蔵物から、入手困難著作物 (集中管理団体法第52b条) を複製し又は複製し公衆提供することができる。これは、それぞれの種類の著作物について、これらの権利を行使し、この点で代表的な集中管理団体が存在しない場合にのみ適用される (集中管理団体法第51b条)。第一文に従った使用は、非営利目的でのみ許される。それらを公衆提供することは、非営利のWebサイトでのみ許される。

(2) 権利者は、欧州連合知的財産庁に対して、いつでも第1項に基づく使用に異議を唱えることができる。

(3) 文化遺産機関は、使用期間全体を通じて、問題の作品、それらの使用、および異議を申し立てる権利に関する情報を、欧州連合知的財産庁のオンラインポータルで提供するものとする。第一文に従って情報の開示を開始してから6か月以内に、権利者が使用に異議を唱えなかった場合にのみ、それらを公開することができる。

(4) 欧州連合加盟国および欧州経済領域に関する協定の締約国における第1項に従った使用は、文化遺産機関が拠点を置く加盟国または締約国でのみ行われたとみなされる。第一

---

<sup>6</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/BJNR012730965.html>

文は、主に第三国からの作品を含む一連の作品には適用されない（集中管理団体法第 52c 条）。

#### **第 61e 条 命令を発行する権限**

連邦司法・消費者保護省は、連邦参議院の同意を得ることなく、法規命令により、次の規制についてより詳細な規定を作成する権限を有する。

1. 権利者の異議申し立ての行使および法的効果（第 61d 条第 2 項）、
2. 情報要件（第 61d 条第 3 項）。

#### **第 61f 条 入手困難著作物に関する情報**

集中管理団体、文化遺産機関、および欧州連合知的財産局は、集中管理団体が集中管理団体法第 52 条に従い当該著作物の権利を有すること、及び文化遺産機関が第 61d 条に従ってこの著作物を使用していることを欧州連合知的財産局のオンラインポータルにおいて通知するために必要な場合に限り、当該著作物を複製及び公衆提供することができる。

#### **第 61g 条 法的に許可された使用および使用するための契約上の使用権限**

権利保有者は、第 61d 条および第 61f 条に従って許容される使用を制限し又は妨げる合意で使用権限者の不利益となるものを、援用することはできない。

以上



文化審議会著作権分科会  
基本政策小委員会ヒアリング資料  
2021年9月15日

# D X時代に対応した著作権制度・政策 の在り方について ～著作物利用円滑化策の検討にあたって～

(一社)日本知的財産協会(JIPA)  
次世代コンテンツ政策プロジェクト  
著作権委員会



## ■ JIPA 一般社団法人日本知的財産協会について <http://www.jipa.or.jp/index.html>

- ・世界で最大のIP出願人・所有者団体（1346社が参加 ※法律事務所、特許事務所等を含む）
- ・非営利型 ・非政府団体

## ■ 政策プロジェクト活動と専門委員会活動(2021年度)

### 次世代コンテンツ政策プロジェクト 主として政策提言

担当常務理事:リコー

リーダー:ヤフー、サブリーダー:ソニー、ソフトバンク、Ridgelinez

委員:ACCESS、NTTドコモ、ゼンリン、凸版印刷、日本アイ・ビー・エム、日本ユニシス、パナソニック、富士通、ヤマハ、楽天

オブザーバー:ソフトウェア情報センター、西早稲田綜合法律事務所

### 著作権委員会 専門事項の調査研究

担当常務理事:リコー

委員長:ソフトバンク、副委員長:ACCESS、ソニーグループ、DGホールディングス、日本ユニシス、ハピネット

委員:エヌ・ティ・ティ・データ、キヤノンマーケティングジャパン、共同印刷、古河電気工業、コナミデジタルエンタテインメント、ゼンリン、大日本印刷、

東芝、東芝デジタルソリューションズ、凸版印刷、パナソニック、東日本旅客鉄道、富士通、富士フイルムビジネスイノベーション、ヤフー、ヤマハ





## JIPAの基本的考え方

### DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、適切な対価還元方策の検討について

- まずは、①既存の法制度の枠組みの中で、契約を中心とした商慣行を推進し、いかに円滑なルール作りを行うことが出来るかを検討すべき。
- そのうえで、②権利処理円滑化へのニーズが高く、かつ現行では対応困難な課題（許諾を求める相手方に到達するのが難しい場合への対応等）を特定し、簡素で一元的な権利処理を含む様々な観点での望ましい方策の在り方を検討すべき。



### 著作物の利用・許諾に関する課題としてあがった意見

- 権利者の探索（利用したい著作物があっても、どこにコンタクトすればよいか分からない）

（考えられる対応事例）

- 著作者名、コンタクト先の表示
- 著作権情報DBの更なる整備、窓口の一元化
- 権利者不明著作物・連絡者不明著作物への対応

基本政策小委第1回参考資料10「オーファンワークス対策事業」等の取組みを歓迎

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03\\_01/pdf/93286501\\_16.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03_01/pdf/93286501_16.pdf)





## 著作物の利用・許諾に関する課題としてあがった意見

### ●許諾元は真正な著作者・著作権者か？

- 原権利者から利用者まで、契約のチェーンがきちんとつながっているのか？ 本当に使って大丈夫か？

(考えられる対応事例)

- 契約を中心とした商慣行の推進・支援
- 技術を活用した取引の仕組みの構築・運用  
(例:ブロックチェーン等の技術を活用したスマートコントラクト)



## 著作物の利用・許諾に関する課題としてあがった意見

### ●利用規約の書き振りと解釈に関する悩み

- ・AI開発、情報解析等のための著作物利用(ex.画像やテキストのデータセットの複製)に係る利用規約と非享受利用権利制限の関係
- ・「商用利用」の規定ぶりと解釈

(考えられる対応事例)

- 解釈指針の充実  
「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(文化庁著作権課)、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(経済産業省)の見直し 等
- オープンソース、オープンデータ等に関する、商用利用にも対応した or 権利制限規定との関係にも考慮したライセンススキーム※の構築・普及

※ 前者の例:Linux FoundationによるCommunity Data License Agreement 2.0  
後者の例:クリエイティブ・コモンズ・ライセンス





## 著作物の利用・許諾の在り方を考えるにあたって考慮すべき事項

### (1) 著作物の利用についての著作権者の意思が尊重されること

- 併せて、公益と私益のバランス(権利制限(無償・補償金付き)下での利用が妥当と考えられる行為とはどのようなものか)を踏まえた検討が必要
- 許諾してもよいか等の意思を示さない権利者(権利行使に関心のない権利者、権利者であることを自覚していない人)の著作物利用をどう考えるか。
  - ・寛容的利用、黙示の許諾...
- 権利者不明著作物への対応

著作物の種類、性質、利用主体、利用形態の組合せによって、権利者の意思が尊重される原則の例外に対する考え方は異なるのでは？



### (2) 著作物の利用に応じた対価が権利者に支払われること

- 著作物利用のトレーサビリティの向上(無許諾利用著作物対策にも効果)
- 利用状況の集計・分配の高速化、正確性の向上、透明性の確保
- 著作物の種類、性質、利用主体、利用形態の組合せによって、それを実現するための最適解は異なるのでは？
  - ・許諾権をベースとした権利者と利用者を直につなぐシステムの構築による権利処理(例:ブロックチェーン等の技術を活用したスマートコントラクト)
  - ・許諾権ベースの集中管理
  - ・許諾権ベースの集中管理と報酬請求権ベースの集中管理の組合せ 等





### (3) 著作物流通市場全体によい影響を与える環境整備であること

- ・利用者(コンテンツ提供サービス事業者、一般ユーザー)にとって使い勝手がよく、
  - ・著作権者に著作物利用に関する情報の適切な報告とともに、相応の対価が支払われ、
  - ・著作物の正規流通がより促され、取引がより活発になることで、権利者・社会の双方にメリットがあること
- 権利者の意思をきめ細やかに反映すること v 権利処理コストを下げ流通を促進すること(結果、権利者に対価還元すること)のバランスをどうとるか
- 権利処理の仕組み構築・運用のコストを誰がどのように負担するのが妥当か



## DX時代の著作権制度・政策 その他の課題 ～技術の進展による著作物利用環境の変化と著作権制度

### ●アナログ・デジタル イコールフットイング問題

- ・権利制限、権利保護双方の視点から、著作権法全体を通じて、DX時代に対応した合理的なイコールフットイングの可能性を検討すべき。
- ・リアル空間での利用(視聴のみ、複製)と同様・類似の利用行為が、ネットを介してあるいはサイバー空間で行われると複製&公衆送信を伴う利用となることによるアンバランスが生じているケースがあるのではないか。
- ・法制度小委の検討を注視したい。

- リアル・バーチャル融合、バーチャル空間における著作物をはじめとする知財物等利用の規整のありかた(著作権、意匠権、商標権、不正競争行為、疑似著作物 等)例)街全体や商業施設を再現したバーチャルリアリティ空間での知財物等の利用





EOF



## 著作権分科会「基本政策小委員会」 ヒアリング資料

2021年 9 月15日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

### (1) 番組コンテンツの活用

#### ● テレビ番組の活用事例

##### ① 放送／同時配信／追っかけ配信／見逃し配信

放送	<p>「見逃し配信」は多くの局で実施。 「同時配信」「追っかけ配信」は、多くの局では今後の取組となるが、令和4年1月1日施行の改正著作権法の下で進められる。 3年後にはフォローアップが実施される予定であり、法改正の効果に留意していきたい。</p>
同時配信	
追っかけ配信	
見逃し配信	

→ 活用するコンテンツの中心は新しい番組。

視聴者・ユーザーの興味が高く、需要がある。

放送では、ドラマの続編などが放送される前に前作の再放送なども行われる。

「TVer」では番組の改編期に新作ドラマ等の主演俳優の過去作品など、ドラマに関連する過去コンテンツが配信される場合もある。

2

## (1) 番組コンテンツの活用

### ② 有料配信（オンデマンド配信、アーカイブ配信）

→ 放送中のドラマを第1回から配信するなど、新しい番組の活用と並行して、過去作品が多く活用されている。

同じ番組がいろいろなプラットフォームで展開されている。

◎ 有料配信で活用されている過去番組の例

(1990年代コンテンツを中心とした配信事例を東名阪9社へアンケートし作成)

1970年代	8時だヨ！全員集合（1972～,TBS）／3年B組金八先生シリーズ（1979～,TBS） 必殺仕事人（1979,朝日放送テレビ）
1980年代	熱帯夜（1983,フジテレビジョン）／金曜日の妻たちへ（1983,TBS） 探偵ナイトスクープ（1988～,朝日放送テレビ）／愛しあってるかい！（1989,フジテレビジョン）
1990年代	すてきな片思い（1990,フジテレビジョン）／僕のお見合い日記4（1991,CBCテレビ） 素顔のままで（1992,フジテレビジョン）／家なき子（1994,日本テレビ放送網） 星の金貨（1995,日本テレビ放送網）／キッズウォーシリーズ（1999～2003,CBCテレビ） イグアナの娘（1996,テレビ朝日）
2000年代	TRICK（2000,テレビ朝日）／14才の母（2006,日本テレビ放送網）／相棒season1（2002,テレビ朝日） 嬢王（2005,テレビ東京）／ホテルノヒカリ（2007,日本テレビ放送網）／牛に願いを（2007,関西テレビ放送）
2010年代	本能Z（2015～,CBCテレビ）／マジすか学園（2010,テレビ東京） オードリーさん、ぜひ会ってほしい人がいるんです。（2012～,中京テレビ放送） ゴーイングマイホーム（2012,関西テレビ放送）／チーム・バチスタ4 螺旋迷宮（2013,関西テレビ放送） ドラママザーズ（2014・2015・2016・2017,中京テレビ放送）

※ 括弧内は、放送された年と放送局

3

## (1) 番組コンテンツの活用

### ③ パッケージメディア（DVD、ブルーレイ）

→ 従来放送後、半年程度で多くのドラマがパッケージ化されている（その当時の商品が現在も入手可能なものも多い）。

近年ではバラエティも人気番組はパッケージ化されるようになり、「8時だヨ！全員集合」（1969～85年放送）など、昔のバラエティ番組をパッケージ化した例もある。

### ④ 海外番販

→ 近年の総務省（BEAJ事業）や経産省の助成（J-LOD事業）などを有効に活用し、ローカル局も含めて積極的に取り組みが行われている。

海外でも新しい作品の方が需要が高い傾向がある。

4

## (1) 番組コンテンツの活用

### ● ラジオ番組の活用事例

#### ① 配信（同時配信、オンデマンド配信）

- ・ 「同時配信」「追っかけ配信」「聴き逃し配信」をradikoが実施している。
- ・ 番組の一部（コーナー）やトーク部分をPodcast化し、さまざまなプラットフォーム（Spotify、Amazon、Google）で展開している。
- ・ radiko以外のプラットフォームにおいて、番組のリアルタイムストリーミングを実施している。
- ・ 自らのグループで展開する音声プラットフォームで番組のダイジェスト版やスピンオフ番組などを展開している。

#### ② パッケージ化

- ・ クラシックコンサートの音源やアーティストの番組などをCD化している。

5

## (2) 過去コンテンツについて

活用できていない過去コンテンツには、以下のような理由がある。

### 「需要がないため、人的コスト、使用料コストが見合わない」

- ・ 特に配信は、一定規模の需要がないと権利処理も含めた内容のチェック、配信用編集作業などのコストが見合わない。

### 「需要はあるが、使用料コスト等が見合わない」

- ・ 放送事業者自身あるいは出演者等の契約により、使用料額のコストが見合わない場合がある。

### 「番組内の権利者の情報がない」

- ・ 二次利用があまり想定されていない昔のコンテンツは、権利者情報がないものもあり、権利処理自体ができない。

### 「その他の理由」

- ・ ドキュメンタリーなどは人権面での問題などがあり、二次利用が難しい場合もある。
- ・ 番組の出演者等の許諾がとれない。
- ・ 海外展開の場合は、番組内容が文化的にマッチしない。

6

### (3) 簡素で一元的な権利処理について

- 当連盟は知的財産戦略本部に提出した意見（2021年2月）において、「権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等」について、▽コンテンツの権利情報の集約、▽著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、▽不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減、を要望しています。
- いずれも“簡素で一元的な権利処理”の方向性と合致するもので、人的コスト（＝権利者探索、許諾取得、使用料交渉・支払いにかかる作業を行うコスト）が低減されることが期待されますが、今後の検討にあたっては、多様な権利者・利用者の意見を踏まえる必要があると考えます。
- “簡素で一元的な権利処理”が実現すると、現在の制度下でも流通しているコンテンツが、より効率的に流通可能になることは考えられますが、これまで活用されていなかったコンテンツを新たに流通させるためには、その他の要素（ニーズや事業採算性）の検討が必要だと考えております。

## DX時代の集中管理や著作権政策に関する音楽クリエイター達の意見

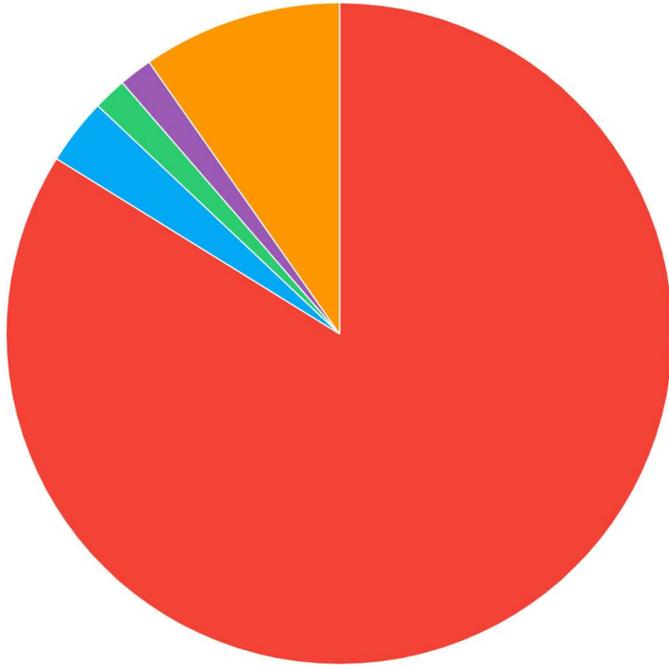
一般社団法人 日本音楽作家団体協議会 常任理事  
一般社団法人 日本音楽作家協会 会長  
エンドウ.

**DX時代の集中管理や著作権政策に関して、音楽クリエイターに対しアンケートを実施して意見を集めました。**

- ・ 2021年9月7～13日実施。アンケート回答人数は62名。
- ・ ヒットチャート(ポップス)系、劇伴サントラ系、ネット・ボーカロイド系などのジャンルでプロとして活動する現役クリエイターを抽出して匿名で協力を要請。商業系とは別軸でインディペンデント(同人)活動しているクリエイターも多数。
- ・ 全て作詞作曲編曲等を行うクリエイター(作り手)であり、実演のみの方はいません。
- ・ 全てが現役世代の皆様で、若手も多数。

自分の作品(曲や詞、音源)が誰かのコンテンツ制作で自由に使われることに関してどう思いますか？

Q1



「その他」に自由記述された回答

・ある程度 自分の手を離れた商業作品等に関しては、正しく対価が分配されるならどんどん使って欲しい。自分の完全オリジナルのコンテンツに関しても、物によっては自由に使って欲しい(対価があるなしに関わらず) 場合もあるが、意図しない形で改変されてしまうと微妙な気持ちになる場合もある。

・きちんと対価貰ったとしても、自由に使われるのはちょっとな...ですが、どこまでの精度で楽曲検出が可能かが、今のところ演奏者としての動画投稿時に受ける誤検出頻度を鑑みるとあまり積極的には信頼できる段階ではありません。

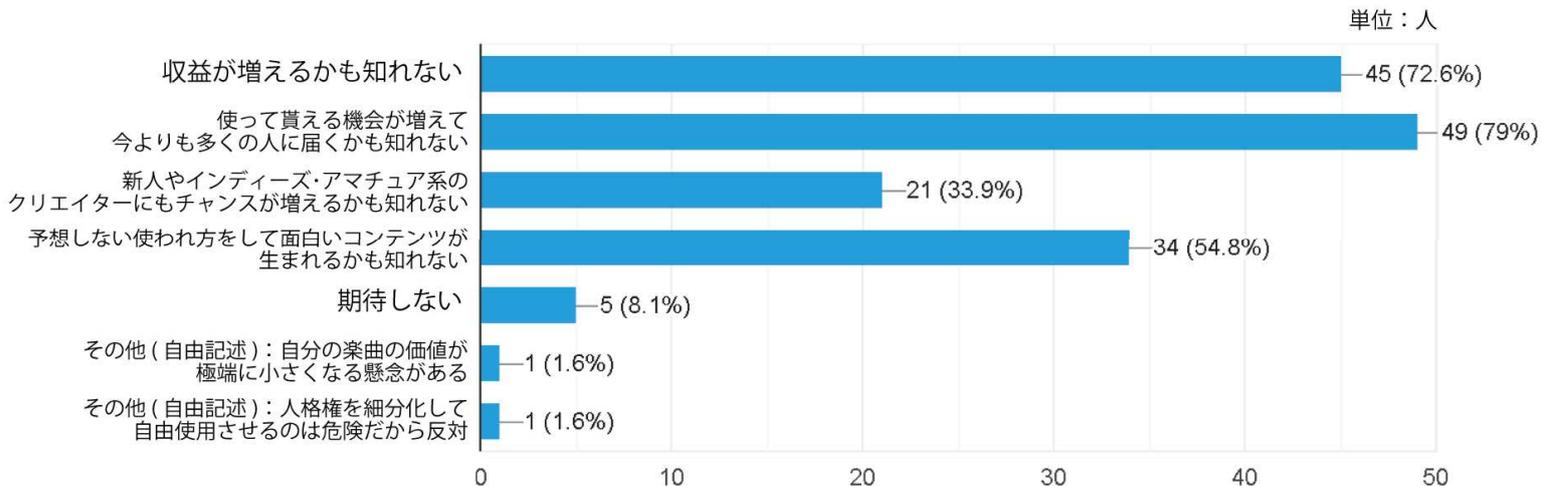
・どんどん使って欲しいもちろん対価もその分貰えるのが理想だが、対価が発生するという事に関してそれが如何に少額でも抵抗感を覚えているユーザーはとても多いと思う。今の流れに合わせた納得感のある徴収方法と極力手間を排除した明確で分かりやすい利用方法の再構築が必要だと感じます。

・著作権使用料の支払いは勿論必要ですが、同時に著作者の人格権をしっかり守れるなら自由に使えるようになるのは良いかもしれない

・きちんと対価貰えたとしても、自由に使われるのは絶対にイヤ！でも気軽に使ってもらいたくないわけではなくて無言で使われるのがちょっとな...と思います。別にそんな厳しいハードルを設けるつもりはないので一言連絡が欲しいというか。なのでそれをお互い気軽に行えるようなインフラが整備されたらすごく嬉しい。

コンテンツを作るときに誰もが自由にあなたの作品(曲や詞、音源)を使えるようになった場合、期待することはどんなことですか？※複数回答可

62 件の回答

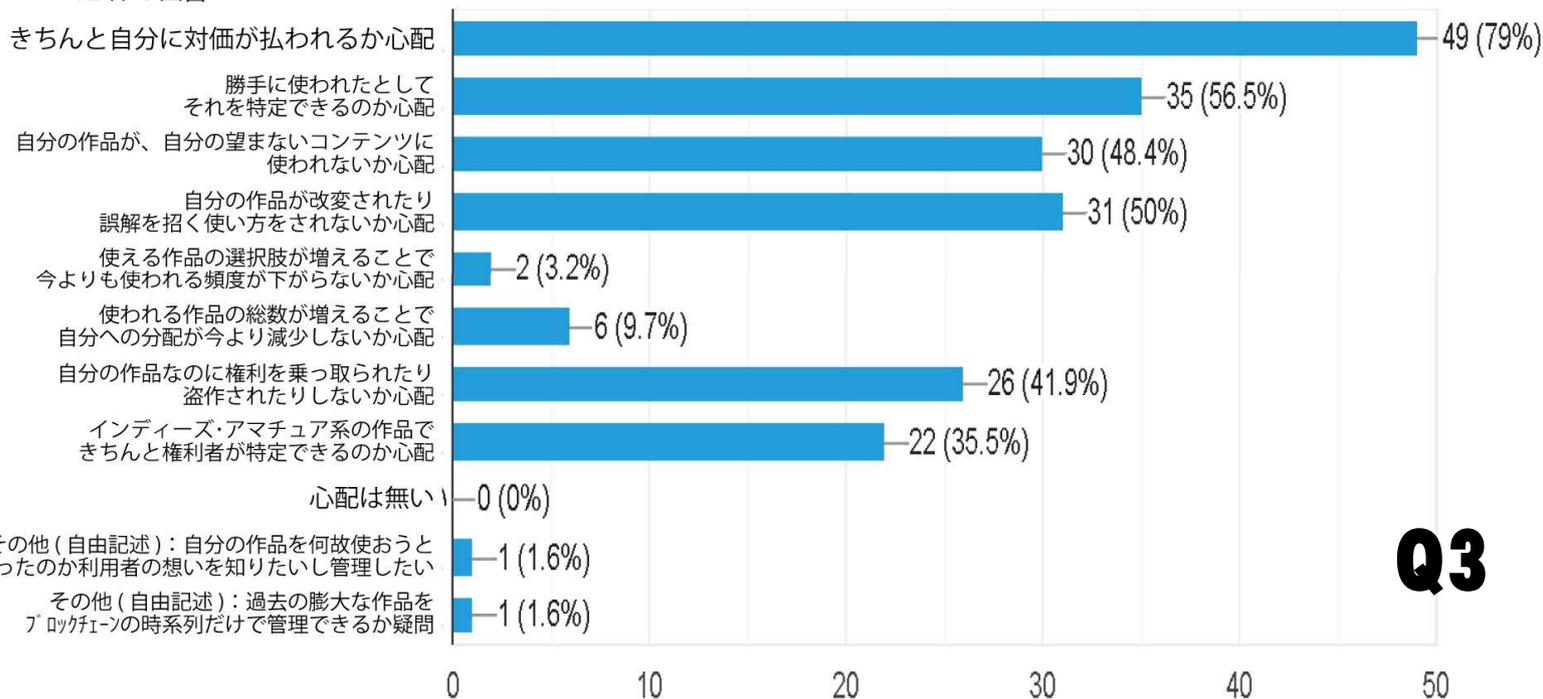


Q2

コンテンツを作るときに誰もが自由にあなたの作品(曲や詞、音源)を使えるようになった場合、心配することはどんなことですか？※複数回答可

62件の回答

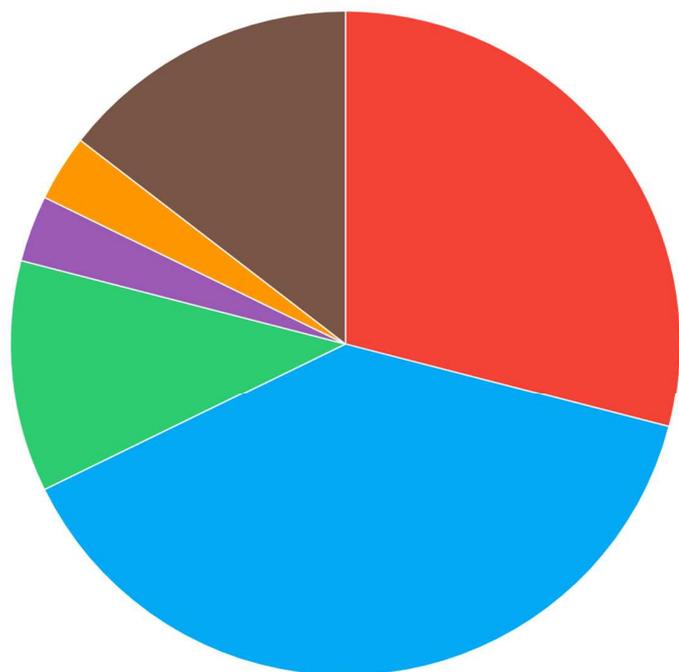
単位：人



Q3

「きちんと権利者に対価還元する代わりに、いちいち許諾を得ずに自由に使えるようになる」べきだと思いますか？

Q4



「その他」に自由記述された回答

- ・個人的にはそうなって欲しいが、それを望まないクリエイターもいるのでは？とは思う
- ・対価の問題でなく、使って欲しくない使われ方は嫌です。
- ・対価はできれば増えて欲しいが(減ったら困ります)許諾処理の煩わしさを減らして(正しく)使いやすくすることが一番
- ・対価が増えるなら良いとは思っていますが、実現する仕組みは誰が構築～管理することになるのが想像しにくいです。
- ・対価の増減に関係無く、今後クリエイティブの裾野が広がっていく以上(厳選されたプロでは無く、多くのアマチュアがクリエイター市場に参入してくることを考えると)楽曲を利用しやすいというのはマストだと思います。
- ・許諾をスムーズにしたり気軽に使えるようにする動きには大賛成。しかし「対価」だけでその効率化を図るのは少し乱暴な気もする。

## その他気になる事、ご意見あればお聞かせください

- ・やはり、許諾がない場合に、とても嫌なコンテンツで使われた場合に、それを取り下げてもらうことが出来ない、となると、二の足を踏みますね。
- ・とにかくクリエイターが何も考えなくて済むような形にして欲しい
- ・劇伴と歌モノ、作詞作曲家とアーティストでは回答は半分違って来るのかなと思いました。
- ・日本がこう言った権利処理やマネタイズで、世界の音楽ビジネスをリードできるようになる事を期待してます
- ・聞く以外の用途が生まれて、収入が増えるのなら曲が知られる機会も今以上に増えると思うので最高だと思います
- ・今後こういった「楽曲の利用を発見するシステム」が重要となる場合の、国内の開発状況や、海外にすでにあるシステムについてなどもコンテンツ制作者側の認知が広まるとよいと思っています。
- ・そもそも現状既に勝手に使われている感あり。出版社から連絡が来るのは稀。
- ・音楽がある程度自由に使えるようになるということには賛成ですが、現状動画サイト等での無断転載や無断使用に対する抑止力が無い中でこういった動きを先行させるのは危険なのではないかと思えます
- ・より多くの人に楽曲を聞いてほしい（知ってほしい）と思う一方で、PRになるという名目上、対価がきちんと支払われていないことにジレンマが常にあります。
- ・個人的には対価もちろん欲しいのですが、それ以上に管理したい、利用者を把握しておきたいという思いが強いのかもです。そういう意味ではYouTubeのコンテンツID的なシステムは結構理想に近いです。ああいう風に権利者が利用者を把握できるシステムが様々なプラットフォーム、場所で実装されたら良いなと思います。

## まとめ (アンケート以外のヒアリングも含む)

- ・音楽著作権は既にJASRACやNexToneによって集中管理され、特定できた利用に関しては分配精度も高いので、音楽クリエイター(音楽作家)には馴染みやすい
- ・既に現在も「勝手に使われている」ことが多く、その場合もYouTubeなどでは対価を得られるシステムがあるので、楽曲の利用自体の反発は多くない。ただし、利用の特定と対価(自分への分配)の還元は絶対に必要。
- ・楽曲の利用状況の把握や、侵害の申し立て、望まない利用のブロックなどをクリエイター自身が管理できるシステムが必要。
- ・新たなシステムになることで、受け取る対価の総額が増えるのであれば問題ないが、他分野との連携により分配先が増えることで個々の収益が減ることへは懸念がある。
- ・管理団体に管理している場合でも楽曲の特定が重要。特に原盤はクリエイター自身が管理できない場合が多いので(レコード会社が管理している)、自信の著作権のマッチングが困難。
- ・今後レコード会社や音楽出版社に依存しないクリエイターが増えていくので、クリエイター向けの支援や権利教育は欠かせない。

2021年9月15日

## オーファンワークス実証事業実行委員会

(著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会)

### 1. 著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業の概要

権利者8団体(後掲)は、権利者不明等著作物(オーファンワークス)の問題は、権利者団体が積極的にその解決策を模索すべきであるとの共通認識から、2015年にオーファンワークス勉強会を立ち上げた。勉強会ではオーファンワークス問題にかかる課題を整理し、その解決策について活発な議論が交わされた。2016年3月には、検討の成果を発表するとともに、シンポジウムを開催して広く一般に議論を呼びかけた。勉強会の成果には、裁定制度に関する具体的な提案が含まれていたことから、文化庁の委託事業として実施されたのが、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業である。2016年度から2019年度まで実施された実証事業には、趣旨に賛同する弁護士、行政書士などの有識者をアドバイザーとして加え、さらにオブザーバーとして日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会及び日本弁理士会が参加し、日本複製権センターの業務支援も得て、権利者不明等著作物にかかる権利者の検索と申請手続きについて、権利者団体による権利者検索の代行や裁定申請を通して利用者の負担軽減と裁定制度の利用円滑化の方策を検証した。

実証事業の概要は以下のとおり

#### <構成者>

- ・権利者8団体  
日本文藝家協会、日本写真著作権協会、日本音楽著作権協会、日本漫画家協会、  
日本美術家連盟、日本美術著作権連合、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会
- ・アドバイザー  
山本 隆司 弁護士 (インフォテック法律事務所)  
池村 聡 弁護士 (三浦法律事務所)  
大塚 大 行政書士 (駒沢公園行政書士事務所)
- ・オブザーバー  
日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会、日本弁理士会
- ・業務支援  
日本複製権センター

## <事業の内容>

オーファンワークス実証事業実行委員会が、権利者団体の保有するデータベースでの調査を中心に、裁定制度で利用者に課されている相当の検索を受託、代行。また、この際に実行委員会が自ら第三者に利用させるための裁定申請を行い、一括処理を行うことで、一著作物あたりの裁定利用コスト低減や、利用の円滑化の方策及び実現の課題を検証した。具体的には、業務フローの効率化、利用者の事務負担軽減、法務局への補償金供託にかかる手続きの合理化などを試行した。

### ◇具体的な実施内容

- ・権利者の検索（権利者情報を掲載する資料の閲覧、著作権等管理事業者や著作者関連団体への照会、CRIC ウェブサイトへの広告掲載）
- ・文化庁への裁定申請（月締めで取りまとめて申請する）
- ・供託所への補償金の支払い
- ・利用内容の報告

## <対象とする利用行為>

出版、WEB での公表、出版物の企業内複写、書籍復刻、電子化等

## <対象著作物>

入試問題、書籍、新聞、雑誌、学術文献、定期刊行物等出版物、写真、画像等

## <利用者>

権利者不明等著作物の利用の希望を広く一般に募った。

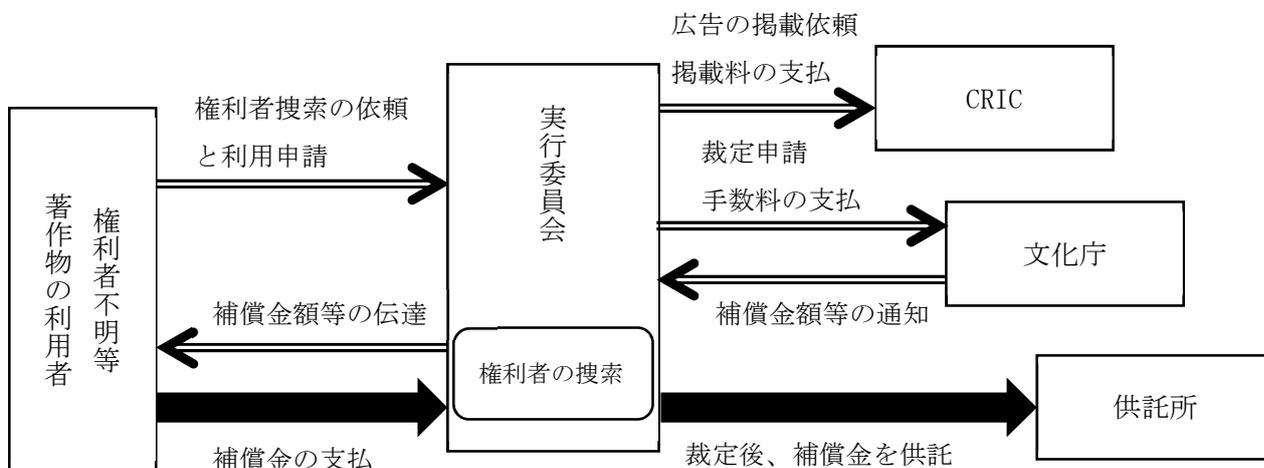
※著作物の利用に応じた額の補償金については利用者が負担し、文化庁への裁定申請手数料\*（13,000 円／1 申請）及び CRIC 広告掲載料（8,100 円 / 1 掲載）については実行委員会が負担する。

\*開始当初の手数料は 13,000 円。平成 29 年 11 月 15 日公布の著作権法改正により、平成 30 年 4 月 1 日より 6,900 円となった。

## <補償金額算定の基礎となる事項>

補償金の額の算定の基礎となる事項の記載にあたっては、利用目的や著作物の性質などを踏まえて実行委員会の構成団体が協議の上、裁定申請書に記載した。

## <事業イメージ>



## 2. 実証事業の結果（実績と課題等）

①オーファンワークス実証事業実行委員会が、利用者に代わり一括して裁定申請を行い、一著作物あたりの裁定利用コスト（文化庁への裁定申請手数料及びCRIC 広告掲載料）を低減することには成功したが、このスキームを継続するには財源が必要になる。利用者から手数料を徴収することは弁護士法、行政書士法との関係で難しい。

②裁定申請の窓口は文化庁であるが、補償金の供託窓口は法務局である。法務局では、多くの件数の供託を一度に扱うことを想定していなかったため、大量の書類の提出を求められ、法務局においても処理手続きが難しいような状況が見られた。その後、文化庁と東京法務局との連携等の結果、電磁的方法によって一括して供託手続きができるようになる等、大幅に事務手続きが合理化された。しかしながら、地方の法務局では著作権に関する金銭供託申請を取り扱わない等、一定の制約がある。裁定申請から補償金の供託まで、一つの窓口で手続きが行える制度が望まれる。

③ある自治体から、1909年～1914年に発行された地方紙の紙面をホームページ上で公開したいとの相談があった。紙面には、著作者名の表示がある記事、俳句、短歌、講談、挿絵等が掲載されているが、発行元の新聞社が大正時代に消滅していることもあり、ほぼすべてがオーファンワークスである。発行から100年以上が経過しており、大半の著作物の著作権は既に消滅しているのではないかと思われたが、著作者の死亡の事実又は時期が不明である以上、保護期間の満了を推定することは困難であるとの結論に至った。著作者の死亡時期が明らかな著作物については原則として死後70年で著作権が消滅するのに対し

て、著作者の死亡の事実又は時期が不明である場合には、保護期間の満了を推定することができない（もちろん 200 年以上前に公表された著作物であれば別だが）のは、バランスを欠いているのではないだろうか。

④実行委員会に持ち込まれた案件で最も多かったのは、入学試験問題の二次利用（入試過去問題集の出版、塾・予備校の教材への掲載等）であった。その大きな要因は、著作権法第 36 条によって、試験問題としての利用が権利者の許諾なしに可能だからである。

また、美術の著作物や写真の著作物の案件も多かったが、それらの著作物がオーファンになりやすいのは、公表時に著作者名が表示されないケースが多いからである。オーファンワークスの利用円滑化だけではなく、オーファンワークスを生まないようにする取り組みも必要ではないだろうか。

以上

## DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

## 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

## 【回答】

今回の ACCS 意見は、当協会会員社のうちビジネスソフトメーカー、ゲームソフトメーカーを対象としたものです。

ビジネスソフト、ゲームソフトについては、いずれも現状集中管理は行われておりません。集中管理が行われていない理由としては、以下の通りです。

ビジネスソフト：ユーザーとの間で使用許諾契約を締結する（もしくは使用条件に同意する）ことが一般的となっているため、集中管理になじまない。

ゲームソフト：プログラム、映像、音楽などゲームには第三者が権利を有するものも含め多様な著作物が含まれる複合的な著作物であること、さらに過去タイトルも含めてゲームの世界観や展開時期を考慮するなどタイトルごとに慎重に検討する必要があることから、集中管理になじまない。

なお、ゲームについては、動画共有サイト等における一般ユーザー等による実況、解説に関しては、多くのゲームソフトメーカーがガイドラインに則った利用については、許諾申請を必要とせず認めているものもあります。

## 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

## 【回答】

ビジネスソフト、ゲームソフトは集中管理にはなじまないことから権利処理の一元化は困難と考えるが、ビジネスソフト、ゲームソフトともに、著作権者（もしくはパブリッシャー等申請対応者）については多くが容易に判明することから、著作物利用に関する相談、申請に関する大きな障壁はないものと考えます。

## 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

## 【回答】

現状で複数の団体と連携した取組はありません。分野横断的な権利者情報等データベースの整備は権利処理の簡素化に有効と考えます。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

現状では特段の意見はありません。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

ビジネスソフト、ゲームソフトは集中管理になじまないことから、拡大集中許諾については想定できません。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

今回諮問理由にもある通り、デジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたグローバルなコンテンツの流通・利用を大幅に拡大させています。一方、著作物の円滑な流通や利用促進を進めるためには、著作物が適切に保護されることが不可欠であり、この点に関してもデジタルプラットフォームサービス事業者が担うべき役割は大きなものと考えます。デジタルプラットフォームサービス事業者に対しては、ユーザーに対して実効性のある著作権の啓発（投稿の際、必要な権利処理を行ったかチェック機能をもたせる、当該投稿を利用したいとする者が現れた場合の対応を決めるなど）を行うこと、著作権侵害コンテンツの削除要請について対応窓口の設置、権利者に負担のかからない削除申請方法の設定および迅速な削除対応を要望します。